平成２５年（フ）第３４８号
さいたま市見沼区大字南中丸579番地13
債務者　鈴木　義之
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７３０号
静岡県焼津市石津76番地　サンフォルネ202、旧住所静岡県焼津市柳新屋220番地　モンレーブ西焼津701号
債務者　石上　　誠
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧田　晃子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４号
鳥取県鳥取市吉方温泉２丁目168番地　新橋マンション２号室、住民票上の住所鳥取県鳥取市吉成３丁目９番29―105号　和宏マンション105号
債務者　石田チヅ子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口麻有子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1546番地
債務者　宮原　康博
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第１９７３号
北海道江別市幸町22番地の13　幸町ビル1001
債務者　加藤　憲一
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　縄野　　歩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５号
大津市萱野浦22番20号　パークショア瀬田502、住民票上の住所京都市西京区牛ケ瀬青柳町12番地
債務者　伊勢村勝真
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　旭彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
奈良県橿原市五井町86番地の８
債務者　籔原　　登
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖谷　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３５０号
京都府久世郡久御山町島田苗代７番地５
債務者　曽束　廸男
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　元彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月８日午後５時
5　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３５１号
京都府久世郡久御山町島田苗代７番地５
債務者　曽束　　功
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　元彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１８６０号
大阪府豊中市長興寺北３丁目13番31―503号
債務者　大野　　弘
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８号
京都府舞鶴市字森295番地13
債務者　山下　晃弘
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　行雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第６３２号
名古屋市名東区猪子石１丁目505番地　エスカーラ猪子石３Ｂ号
債務者　岩下　昭則
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　修三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７９号
名古屋市中川区長良町４丁目118番地　第２トレンツマンション101号
債務者　長井　秀樹
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　充良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１号
秋田県湯沢市元清水２丁目１番１号
債務者　高橋　　誠
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１８号
島根県出雲市今市町1435番地
債務者　竹原　彰一
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３３６号
埼玉県北足立郡伊奈町寿３丁目232番地ラ・セゾンプラザ303
債務者　野本　裕一
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３７号
埼玉県北足立郡伊奈町寿３丁目232番地ラ・セゾンプラザ303
債務者　野本　由香
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係